

尾北民商婦人部総会を開きました！

尾北民商婦人部は6月16日（日）に第30回定期総会を行いました。各支部から18人の参加者が集まり、吉川婦人部長があいさつを行いました。



婦人部が取り組んでいる所得税法56条廃止の運動について、現状説明と協力の呼びかけがなされ、また今期の役員と予算決算の承認が行われました。

第2部では愛商連事務局長の河村さんを講師に迎え、組み紐でストラップ作りの講座が開かれました。丈夫なパラシュートの紐素材で自分だけのアクセサリを組む中で、参加者同士で交流し、終了後は参加してくれた皆さんにお弁当が配られました。

民商婦人部は業者婦人の連帯です。民商会員の6割以上の加入を目指して、これからも活動を続けます。

2024年
7月1日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

萎縮しない！ 申告者差別を許さない民商を！

6月21日（金）に全商連主催の税金問題研究集會が開かれ、尾北民商もオンラインで参加しました。

○税務相談停止命令制度に萎縮しない！

今年4月施行の税務相談停止命令制度について、改めて学びました。命令処分の要件を満たすための「二重の制約」、命令対象者の弁明の機会の保証、命令を発するのは税務署長や国税査察官ではなく財務大臣という当局側にとっての制度的、心理的障壁についても触れられ、この制度が納税者の萎縮を狙って作られたものであることを再確認しました。

鹿児島では国税局が、自主申告運動を進める団体へ介入する動きを見せ、複数の団体での連携、抗議から、調査の中止に至ったことが報告されました。

団結と初動対策の徹底が、介入を弾圧に発展させることを防ぎます。不安に萎縮しないよう、私たちは学習と実践を重ねます。

○人権無視の徴税と書類申告者への差別を許さない！

政府はインボイス制度、定額減税、新札発行などの対応の手間や費用を、業者に無償で負担するよう押し付けています。

電子申告推進もその一つで、收受印の押なつ廃止、申告用紙の送付の縮小、相談会場内の席数をスマホ

8割、パソコン2割にするよう指示するなど、国税庁は書類申告者へのサービス切り捨てを行なっています。

並行して、当局内では税務調査に活用される次世代システムの導入が進んでいます。DX化の推進と書類申告者の相談先を削った分の事務量を、税務調査に充てる方針も実行されているそうです。

電子化のもう一つの狙いが納税者の分断です。電子申告は人と関わらず自室でも完結できる分、相談できる相手がない場合も多くなります。

納税者の横のつながりが薄れれば、理不尽な税務調査や徴収、手続きに不備があった場合などに、権利を主張して有効な対応が取れる人は大幅に減ってしまいます。

先進国で納税者権利憲章にあたるものが無いのはもはや日本だけです。税務行政をサービスととらえて、申告納税のしやすい環境を提供するのが世界の潮流です。納税者を分断し自主申告を後退させようとする動きを許してはなりません。

民商の仲間を増やし、中小業者、書類申告者への差別を許さない社会を作りましょう。



尾北民商共済会 第39回定期総会

7月14日（日）午前10時～正午
江南市民文化会館2階 美術工芸室

第2部 健康講座 午前11時～

講師 大地整形外科 河内 賢 先生

フレイル・ロコモティブシンドロームについて